



保護者の皆様

箕面市教育委員会

箕面市立小・中学校における災害時の対応について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃は学校教育各般にわたり、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、小・中学校における災害時の対応につきまして、災害対策基本法の改正に伴い、市が発令する避難情報の種類について「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されたことをふまえ、下記のとおり「休校の基準となる警報等の種類」の一部を変更していますのでお知らせいたします。詳細については、別添「箕面市立小・中学校における災害時の対応について（別紙）」の4ページ及び6ページをご確認いただき、災害時の対応にご活用いただきますようお願いいたします。

記

変更点のポイント

1. 全小・中学校において、「市の避難情報」が発令されているかどうかを、休校の基準とすることは、いままでどおりですが、「市の避難情報」の呼び方が変更されていますので、ご注意ください。
2. 全小・中学校において、「暴風雪警報」を休校を判断する基準に追加しました。
午前7時から9時までの間に「暴風雪警報」が発表されている場合は、休校となります。

■新旧対照表（箕面市立小・中学校における災害時の対応について 抜粋）

新	旧
■休校の基準となる警報等及び休校の対象となる学校は、以下のとおりです。 (1) とどろみの森学園が対象 ① 特別警報 ② 暴風警報 ③ 大雨警報 ④ 暴風雪警報 (2) とどろみの森学園を除く小学校及び中学校が対象 ① 特別警報 ② 暴風警報 ③ 大雨警報 ※ただし「大雨警報（土砂災害）」を除く。 ④ 暴風雪警報	■休校の基準となる警報等及び休校の対象となる学校は、以下のとおりです。 (1) とどろみの森学園が対象 ① 特別警報 ② 暴風警報 ③ 大雨警報 (2) とどろみの森学園を除く小学校及び中学校が対象 ① 特別警報 ② 暴風警報 ③ 大雨警報 ※ただし「大雨警報（土砂災害）」を除く。

新	旧
(3) 市の避難情報を発令している地域を含む中学校区内にある小学校及び中学校が対象 ① 市の避難情報 <u>(「高齢者等避難」、「避難指示」)</u> ※ただし、以下の場合の休校判断は、教育委員会が行う。 ・ 上記(1)及び(2)の警報発表前に、市の避難情報が発令された場合 ・ 上記(1)及び(2)の警報解除後も、市の避難情報が解除されない場合	(3) 市の避難情報を発令している地域を含む中学校区内にある小学校及び中学校が対象 ① 市の避難情報 <u>(「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」)</u> ※ただし、以下の場合の休校判断は、教育委員会が行う。 ・ 上記(1)及び(2)の警報発表前に、市の避難情報が発令された場合 ・ 上記(1)及び(2)の警報解除後も、市の避難情報が解除されない場合

なお、学校が休校となる場合におきましては、学校から一斉配信メールにより保護者の皆様へお知らせするとともに、学校のブログでもお知らせします。

今回の変更点も含め、災害時の学校の対応についてまとめた「箕面市立小・中学校における災害時の対応について（別紙）」を添付しますので、今一度ご確認ください。

保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

箕面市教育委員会事務局

子ども未来創造局 教育政策室

TEL : 072-724-6762 FAX : 072-724-6010

Mail : edupolicy@maple.city.minoh.lg.jp